

# 平成 30 年度長野県版エシカル消費推進事業業務受託候補者審査要領

## 1 趣 旨

この要領は、長野県版エシカル消費推進事業業務委託の公募型プロポーザル方式実施公告（以下「公募公告」という。）に基づいて応募があった提案を審査し、本業務を受託する候補者（以下「受託候補者」という。）を選定するために必要な事項について定める。

## 2 審査会の設置

上記 1 の受託候補者を選定するために平成 30 年度長野県版エシカル消費推進事業業務委託企画提案審査委員会（以下「企画提案審査委員会」という。）を設置する。

## 3 企画提案審査委員会の構成

- (1) 企画提案審査委員会は別添の委員をもって構成する。
- (2) 企画提案審査委員会の委員長は、県くらし安全・消費生活課長とする。また、副委員長は、県くらし安全・消費生活課長が別に指名する者をもって充てる。
- (3) 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた時に、その職務を代理する。
- (4) 企画提案審査委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (5) 企画提案審査委員会において、委員長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) この要領に定めるもののほか、企画提案審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 4 審査方法

審査方法は別に定める。

## 5 選定の方法

- (1) 各企画提案審査委員の採点点数を合計し、最も合計得点の高い者を受託候補者として選定する。
- (2) 最も合計得点の高い者が複数である場合には、その中から各審査委員の意見を踏まえた上で、審査委員長の判断により受託候補者を選定する。
- (3) 審査の結果、最高点となった者の合計得点が 300 点以下の場合には選定しないものとする。

## 6 審査日程

提案書提出期限 平成 30 年 7 月 2 日（月） 午後 5 時  
プレゼンテーション審査 平成 30 年 7 月 5 日（木）